

## 議事日程

開議日時 令和7年8月7日(木)午前10時

- 第1 陳情の回付
- 第2 請願審査結果について（まちづくり委員会）
- 第3 議第86号 令和7年度京都市一般会計補正予算（予算特別委員長報告）
- 第4 議第87号及び議第88号 京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について ほか1件（総務消防委員長報告）
- 第5 議第89号ないし議第91号 京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について ほか2件（文教はぐくみ委員長報告）
- 第6 市会議第20号 京都市会基本条例の一部を改正する条例の制定について

~~~~~

[午前10時開議]

議長（下村あきら）これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、席上に配付いたしておきました。

本日の会議録署名者を指名いたします。田中たかのり議員と宇佐美賢一議員とにお願いをいたします。

~~~~~

議長（下村あきら）この場合、議長から御報告申し上げます。

監査委員から、令和7年5月分の例月出納検査の結果報告が参っておりました。原文は市会事務局に保管してありますから、隨時御覧願います。

次に、人事委員会から、議第87号ないし議第89号京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ほか2件、以上3件に関する意見書が提出されました。この写しは、お手元に送付いたしておきました。

以上、御報告申し上げます。御了承願います。

~~~~~

議長（下村あきら）日程に入ります。

日程第1、陳情の回付を行います。

今回受理いたしました陳情1件は、お手元に配付しております文書表のとおり、所管の常任委員会に回付いたします。

~~~~~

議長（下村あきら）日程第2、請願審査結果についてを議題といたします。

委員会報告書は配付いたしておきました。

これより討論を行います。発言の通告がありますので、これを許します。くらた共子議員。

[くらた共子議員登壇（拍手）]

くらた共子議員 日本共産党議員団は、上京区革堂前之町マンション建設の指導を求める請願の不採択に反対し、採択すべきとの態度を表明しています。私は、議員団を代表し、その理由を述べ討論いたします。

本請願は、現在、上京区の低層住宅密集地に着工されている京阪電鉄不動産株式会社と九州旅客鉄道株式会社による巨大なマンション開発について、京都市が、近接する住民への影響を認識し、事業者に住民の要望に真摯に向き合い、計画を見直すよう指導することを求めています。

そのマンション開発は、東西は千本通から土屋町通、南北は上長者町通から下長者町通の間、上長者町通千本東入2丁目山王町の一部、千本通上長者町下る革堂前之町の一部から成る約3,900平方メートルの広大な敷地に、千本通側は7階建て、土屋町通側は3メートルの盛土の上に5階建ての集合住宅計3棟114戸、4層、5層建て機械式立体駐車場3基、計86台等を含む計画であります。計画地の北側に居住し、最も大きな影響を受ける請願者は、不鮮明なグーグルマップ加工画像のみの提供ではなく、立体的に分かる3D CADレンダリングによる日影図・近隣関係性を明示すること、愛染寺町の南側境界付近に建設予定の機械式立体駐車場の規模を縮小し位置を変更すること、機械音や駐車・出庫時の騒音・振動、日照阻害を軽減すること、プライバシー保護のため、開発地と近隣住宅の南側と北側の境界に植栽すること、騒音震度計を設置し、工事中の騒音・振動対策を強化すること、千本通の交通安全対策について、マンション建設後の出入口の千本通の

交通量増加への対策を強化し、交通量調査、シミュレーションデータの開示、右折での入場の禁止を検討するよう事業者に指導すること、本計画について京都市が精査、調査すること、京都市が庭園や古木、町家、旧藩邸などの文化的建造物の保護を強化することを求めています。

請願審査における理事者の答弁は、3D CAD等の資料の提出は義務ではないと述べ、住民の願いを突き放したうえに、京都市として、この巨大マンション建設が、いかに住民の平穏な日常を奪い、住み続ける権利を脅かす行為であるか現場調査をしてほしいという切実な声さえも、調査及び精査はしませんと拒否しました。とんでもありません。事業者が建築基準法を遵守するのは当たり前です。しかし、建築基準法だけでは、開発前から暮らしている近隣及び周辺住民の居住環境を守ることはできません。法律の基準で守れない、足りない部分を補い、市民が住み続けることができるよう、新しい建物と界わいの居住環境が調和できるよう図ることが自治体の果たすべき使命なのではありませんか。

今、本議会に求められているのは、日々の暮らしを塗り替える巨大な力におびえる市民の切実な声を受け止め、京都市が住民の住み続ける権利を守るための努力を促すことではないでしょうか。建築基準法の枠組みさえ守れば、どこでも、どんなものでも建設できるということを許すのであれば、地域住民は住み続けることができなくなり、自治体の存在も京都の歴史性も文化性も失うことになりかねません。委員会における請願の取扱いが不採択とされました。その理由は極めて不明瞭です。

大手企業における巨大マンション開発が住民の住み続ける権利を侵害する事実を訴える本請願を採択し、京都市が住民の声を受け止め、事業者への指導を強化すべきであることを求め、私の討論といたします。御清聴ありがとうございました。（拍手）

議長（下村あきら）これをもって討論を終結いたします。

これより表決を採ります。本件は、まちづくり委員会報告書のとおり、1件を不採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下村あきら）多数であります。よって本件は、まちづくり委員会報告書のとおり決しました。

~~~~~

議長（下村あきら）日程第3、議第86号令和7年度京都市一般会計補正予算を議題といたします。

予算特別委員長の報告を求めます。予算特別委員長、森田守議員。

〔森田予算特別委員長登壇（拍手）〕

予算特別委員長（森田守）本委員会に付託されました議第86号令和7年度京都市一般会計補正予算について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会といたしましては、付託を受けました7月31日の本会議終了後、保健福祉局に対して質疑を行い、8月5日に小委員会の報告を受けた次第であります。

今回の補正予算は、定額減税の恩恵を十分に受けられていない方への給付に不足が生じた方等に対する不足額給付について、当初の想定より対象者数が増加したことにより、予算額に不足が生じることになったため、対象となる方全てに速やかに支給できるよう国の臨時交付金を財源として16億3,700万円を補正しようとするものであります。これに対し委員から、問合せ等に対してコールセンターや窓口の担当者がスムーズに回答し混乱が生じないように対応する必要性、制度内容の理解が難しく未申請となっている方をフォローする必要性、国が物価高騰対策として消費税減税を行っていれば自治体が煩雑な事務を行うことはなかったとの指摘などについて質疑や御意見がありました。

概略、以上のような審査の後、更に各会派等において御検討いただき、その結果を昨日の委員会で御発表いただきましたところ、次のとおりであります。

すなわち、自民党、維新・京都・国民、共産党、公明党、民主・市民フォーラム、改新京都の各議員団及び無所属4名の委員は、原案に賛成することになりました。

そこで、直ちに表決を採りましたところ、ただ今お手元に配付しております委員会報告書のとおり、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上であります。これをもちまして委員長報告を終わります。（拍手）

議長（下村あきら）これより表決を採ります。本案は、委員長報告のとおり、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（下村あきら）御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~  
議長（下村あきら）日程第4、議第87号及び議第88号京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ほか1件、以上2件を一括議題といたします。

総務消防委員長の報告を求めます。総務消防委員長、大津裕太議員。

[大津総務消防委員長登壇（拍手）]

総務消防委員長（大津裕太）本委員会に付託されました議第87号京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ほか1件につきまして、審査の過程において論議されました主な事項とその結果を御報告申し上げます。

本委員会といたしましては、7月31日の本会議において付託を受け、8月1日に行財政局に対し質疑を行った次第であります。

まず、議第87号職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正については、理事者から、仕事と育児・介護の両立を支援する観点から、民間労働法制において、労働者への両立支援制度の周知や意向確認等の義務付けが行われるとともに、国家公務員についても同様の措置が講じられることとされたことを踏まえ、本市においても国家公務員に準じた措置を講じようとするものであるとの説明がありました。これに対し、条例において両立支援制度の周知等を行うこととする職員の範囲の設定の考え方、条例により両立支援制度の周知等の対象範囲となる職員以外にも幅広く制度を周知する必要性、本制度に係る各任命権者における対応状況を行財政局が把握し点検する必要性、職員が安心して休業を取得できるキャリア形成等の相談体制の構築にも努める必要性、職員が育児休業等を取得した際の職場へのフォローワーク体制を確保する必要性、職員の離職防止に向けて働きやすい職場環境の整備に取り組む必要性などについて質疑や御意見がありました。

次に、議第88号職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、理事者から、仕事と育児の両立を支援する観点から、民間労働法制において、育児期の柔軟な働き方を実現するための改正が行われるとともに、国家公務員についても育児のために勤務時間の一部を休業できる部分休業制度を拡充することとされたことを踏まえ、本市においても国家公務員に準じた措置を講じようとするものであるとの説明がありました。これに対し、制度改革の概要、部分休業を含めた育児休業取得に対する職場全体の理解醸成に向けた取組の状況、部分休業の取得対象者に対する制度の理解促進に向けた取組状況、育児中の職員が関連制度を適切に把握し活用できるよう周知する必要性、二つの部分休業の取得形態についてどちらかを1年度ごとの期間でしか選択できないとするのではなく随時切替え可能なものとする必要性、子供の不登校などを理由とする場合は介護休暇の対象にもなることを幅広く周知し、柔軟に取得できる運用に改善する必要性、本市が率先して休暇取得しやすい職場環境を整備することで民間企業等を含め京都市域全体へ波及させる必要性などについて質疑や御意見がありました。

概略、以上のような審査の後、更に各会派において御検討いただき、その結果を昨日の委員会で御発表いただきましたところ、次のとおりであります。

すなわち、自民党、維新・京都・国民、共産党、公明党、民主・市民フォーラムの各議員団は、いずれも原案に賛成することになりました。

そこで、直ちに表決を採りましたところ、ただ今お手元に配付しております委員会報告書のとおり、全会一致をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上であります。これをもちまして、委員長報告を終わりります。（拍手）

議長（下村あきら）これより表決を採ります。本案は、委員長報告のとおり、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（下村あきら）御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~  
議長（下村あきら）日程第5、議第89号ないし議第91号京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ほか2件、以上3件を一括議題といたします。

文教はぐくみ委員長の報告を求めます。文教はぐくみ委員長、加藤昌洋議員。

〔加藤文教はぐくみ委員長登壇（拍手）〕

**文教はぐくみ委員長（加藤昌洋）** 本委員会に付託されました議第89号京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ほか2件につきまして、審査の過程において論議されました主な事項とその結果を御報告申し上げます。

本委員会といたしましては、7月31日の本会議において付託を受け、8月1日に、議第89号及び議第90号の2件については教育委員会に対し、議第91号については子ども若者はぐくみ局に対し、それぞれ質疑を行った次第であります。

まず、議第89号教職員の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正については、理事者から、仕事と育児・介護の両立を支援する観点から、民間労働法制において労働者への両立支援制度の周知や意向確認等の義務付けが行われるとともに、国家公務員についても同様の措置が講じられることとされたことを踏まえ、本市の他の常勤職員においても国家公務員に準じた措置を講じようとしており、教職員についても、その例に準じた措置を講じようとするものであるとの説明がありました。これに対し、介護事情は年齢問わず生じる可能性があることから、法律で定める40歳に到達する職員だけでなく、幅広い世代の職員へ周知する必要性、子供の不登校や療育を理由として取得できる介護休暇の取得要件を周知する必要性などについて質疑や御意見がありました。

次に、議第90号市立吳竹総合支援学校施設増築工事請負契約の締結については、理事者から、児童生徒数が増加傾向にある吳竹総合支援学校において、校舎等の学校施設の全面建替えを実施するに当たり、工事が長期間にわたることから、工事期間を2期に分けた計画のうち、南校舎棟及びワーク棟等を整備する2期工事について請負契約を締結しようとするものであるとの説明がありました。これに対し、工事期間中における児童生徒の登下校時の安全対策、児童生徒数に応じたトイレの確保及び新校舎における多目的トイレの設置見込み、送迎車の利用にも配慮したバスロータリーの整備に係る考え方、環境先進都市として更なる省エネルギー化を図るため太陽光パネルを校舎等の南面屋根以外にも設置する必要性などについて質疑や御意見がありました。

次に、議第91号控訴の提起については、理事者から、児童館や学童保育所等の職員が組合員として加入している全国福祉保育労働組合京都地方本部等から京都府労働委員会に対し、京都市は実質的な使用者として団体交渉に応じるべきとの趣旨の救済申立てが行われ、一部の団体の組合員に係る賃金体系の見直し等については団体交渉に応じるべきとの救済命令が出された。これを受け、本市においては、本件命令の取消しを求める訴えの提起を行っていたが、本市の主張が認められなかつたことから、改めて上級審の判断を求めるため、控訴を提起しようとするものであるとの説明がありました。これに対し、本市と京都市学童保育所管理委員会のこれまでの関係性及び裁判に至った経緯、裁判のこれまでの経過及び判決内容の受止め、本市の弁護団の体制及び今後の裁判で主張していく内容、控訴するのではなく管理委員会との団体交渉に応じるべきとの考え、今後、仮に本市の使用者性を認める判決が確定した場合の影響などについて質疑や御意見がありました。

概略、以上のような審査の後、更に各会派等において御検討いただき、その結果を昨日の委員会で御発表いただきましたところ、次のとおりありました。

すなわち、自民党、維新・京都・国民、公明党、改新京都の各議員団はいずれも原案に賛成する、共産党議員団及び無所属の委員は、議第91号については反対し、他の議案については、いずれも原案に賛成することでありました。

そこで、直ちに表決を採りましたところ、ただ今お手元に配付しております委員会報告書のとおり、議第91号については多数をもって、残余の議案については全会一致をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上であります。これをもちまして、委員長報告を終わります。（拍手）

**議長（下村あきら）** これより討論を行います。発言の通告がありますので、これを許します。とがし豊議員。

〔とがし豊議員登壇（拍手）〕

**とがし豊議員** 日本共産党京都市会議員団は、議第91号控訴の提起について、反対の態度を表明しており

ますので、議員団を代表して、その理由を述べます。

今回の訴訟は、京都市が2020年7月10日に学童保育・児童館職員などが加入する全国福祉保育労働組合京都地方本部などとの団体交渉を拒否した不当労働行為に端を発するものです。当然、学童保育・児童館職員の皆さんには、この団体交渉拒否という不当労働行為を改めさせるべく、京都府労働委員会に救済申立てを行われました。京都府労働委員会は、2022年6月1日に京都市に対し団体交渉に応じるように救済命令を出しましたが、京都市はこの救済命令に不服があるとして、京都府労働委員会と同様の設置趣旨、委員構成で審議いただくより、司法の観点で審理いただくほうが望ましいとして、この訴訟に至りました。今回、その司法の場においても京都府労働委員会の救済命令は適法との判断が下ることとなりました。不当労働行為を行ったうえで、京都府労働委員会の命令にも従わないという京都市の不当性が改めて明らかになったわけです。松井市長が今やるべきことは、前市長の誤った判断をきっぱり清算し、控訴せず、京都府労働委員会の救済命令に従い、直ちに団体交渉に応じることであります。

京都市は、2020年まで30年間行ってきた労働組合との団体交渉を名目的なものとわい小化する答弁を繰り返しましたが、事実はどうだったでしょうか。2021年10月12日の京都府労働委員会の審問では、京都市の元課長が重要な証言を行いました。元課長は、当然、統一処遇としてやっていますので、組合とのことで妥結した事項については、組合員がおられない施設についても当然通知はしておりますと証言され、名実共に団体交渉であったことを明らかにされました。文教はぐくみ委員会での審議の中でも、当局の内部においても、こうした妥結が行われてきた経過も含め、団体交渉を公式に行なうことが引き継がれてきた実態が明らかになりました。これらの事実は、京都市が、少なくともこの30年間については、京都市自らが使用者性を認めていたことを示しています。

京都市から学童・児童館事業を受けているのは、56団体143施設に上りますが、それらの施設における給与などはどのように決まっていたのでしょうか。学童・児童館の職員の皆さんには、この5年に及ぶ京都府労働委員会の審問や裁判を通して、京都市が定めてきた要綱給与表が現実的、具体的な支配力を持って決めてきた実態を明らかにしてこられました。一方の京都市は、京都市の定めた要綱給与表からかい離している団体として示せたのはわずか2団体にとどまりました。そのうち1団体は要綱の取扱いを京都市が変更してからですから、ここにも京都市の使用者性がはっきりと示されました。この点についても、委員会審議において京都市は何の反論もできませんでした。

見過ごせないのは、京都市が敗訴し団体交渉をしなければならなくなつた場合に、職員の皆さんに不利益的な変更というのも場合によってはあり得ると答弁したことです。これは、労働組合に対する脅しとも取れるものであり、絶対に許されるものではありません。

ここまで使用者性がはっきりしていながら、なぜ京都市は判決を受け入れ、団体交渉に応じないのでしょうか。京都市は、地方裁判所の判決を受け入れると団体交渉に応じなければならず、交渉の結果、不調に終われば、労働委員会への救済申立てや訴訟も可能ということになるので、これらの対応に将来大きな負担を残してしまうなどと答弁しました。この主張は団体交渉権そのものを否定するものであり、断じて認められません。元課長が審問で証言されたとおり、京都市は、学童保育・児童館職員の皆さんで作る労働組合と30年間にわたり団体交渉を積み重ね、その妥結の結果が全ての労働者に波及されるという措置が講じられてきました。このことは、職員処遇を改善し、子供たちの生活の場の保障である学童保育の質を向上させることに直結してきました。そして、学童保育・児童館職員の皆さんと京都市当局との関係を安定化させ、労使それぞれの立場から、保護者の就労保障、子供たちの保育、豊かな放課後を保障する取組を前進させてきました。京都市は、この労働組合との妥結を将来に大きな負担を残すとでも言うのでしょうか。日本国憲法はその第28条において、「勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。」と高らかに宣言していますが、今回の京都市の行為はこの労働基本権を踏みにじるものであり、断じて認めるわけにはいきません。

司法の観点での審理は、地方裁判所の判決で十分ではないでしょうか。控訴をして、いたずらに解決を遅らせるのではなく、速やかに地裁判決を受け入れ団体交渉に応じるべきです。そもそも、現場に混乱をもたらしきな負担を押し付けてきたのは、30年間続けてきた団体交渉を突然打ち切った京都市であります。これ以上、現場の学童保育・児童館職員の皆さんに裁判という重たい負担を押し付けるべきではありません。

先輩・同僚議員に呼び掛けます。市長が間違った裁判を起こうとしているときに、これを阻止すること

ができるのは私たち市議会しかありません。是非この控訴議案を否決して、早期の解決を図ろうではありますか。そのことを呼び掛けて討論を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）

議長（下村あきら）これをもって討論を終結いたします。

これより表決を採ります。まず、議第91号を表決に付します。本案は、委員長報告のとおり、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下村あきら）多数であります。よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に、残余の議案2件を一括表決に付します。本案は、委員長報告のとおり、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村あきら）御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

議長（下村あきら）日程第6、市会議第20号京都市会基本条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより表決を採ります。本案は、議案の説明を省略のうえ、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村あきら）御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

議長（下村あきら）以上をもって、今7月特別市会の議事は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

〔午前10時31分散会〕

~~~~~

議長 下村 あきら  
署名議員 田中たかのり  
同 宇佐美 賢一